

交通安全啓発資料貸出要項

(趣旨)

第1条 この要項は、交通安全意識の普及啓発のための交通安全啓発資料(以下、DVD 等とする。)の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(借用の制限)

第2条 DVD等を借用する場合、次の各号のいずれかに該当すると認めた時は、貸出をしないことができる。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 管理上又は運営上支障があると認めたとき。

第3条 1回の貸出は、原則として3作以内とする。

(借用申込)

第4条 DVD等を使用する者は、電話、メール又はホームページから申し込む。

(借用期間)

第5条 DVD等の借用期間は、原則として8営業日以内とする。

(借用及び返却)

第6条 DVD等の借用及び返却は、熊本県交通安全推進連盟事務局(くらしの安全推進課内)で行う。

- 2 DVD等の借用期限が到来したとき、又は借用期限前に熊本県交通安全連盟事務局長がその返却を求めたときは、直ちに返却しなければならない。

(使用料)

第7条 DVD等の使用は、無償とする。

(管理義務及び損害賠償)

第8条 DVD等を使用した者は、これを良好な状態に保持できるよう、必要な管理をしなければならない。

- 2 DVD等を亡失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(報告の義務)

第9条 DVD等を使用した者は、その利用結果について交通安全教育啓発資料利用報告書(第1号様式)を熊本県交通安全推進連盟事務局長に提出しなければならない。

附 則

この要項は、平成7年8月1日から施行する。

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

この要項は、平成21年1月1日から施行する。

この要項は、平成27年1月1日から施行する。

この要項は、令和3年11月22日から施行する。

この要項は、令和7年10月7日から施行する。